

各 位

2023年4月17日

会 社 名 株式会社T. S. I

代表者名 代表取締役社長 北山 忠雄

(コード番号: 7362 東証グロース)

問合せ先 取締役管理部長 三宅 裕介

(TEL. 075-393-7177)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日(以下「本割当決議日」といいます。)開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行(以下「本新株式発行」又は「発行」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

	.,	
(1)	払 込 期 日 2	2023年5月16日
(2)	発行する株式の	当社普通株式 5,100 株
	種類及び数	□性自題体人 3,100 体
(3)	発 行 価 額	1株につき 1,560円
(4)	発 行 総 額 7	7, 956, 000 円
(5)	株式の割当ての対	
	象者及びその人数	当社の取締役(社外取締役を除く。) 5名 2,500株
	並びに割り当てる	当社の従業員 13名 2,600株
	株式の数	
(6)	そ の 他 -	

2. 発行の目的及び理由

当社は、2023年2月13日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)及び従業員(以下「対象取締役等」と総称します。)に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しました。また、2023年3月30日開催の第13回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に対して、年額30百万円以内の金銭債権を支給し、年15,000株以内の当社の普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社普通株式の割当てを受けた日より、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間(ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、当社普通株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができます。)とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の 普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日 の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、そ れに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額となら ない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、任意の報酬委員会の諮問を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計7,956,000円(以下「本金銭債権」といいます。)、普通株式5,100株を付与することといたしました。

本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等18名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について発行を受けることとなります。本新株式発行において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3.のとおりです。

割当予定先である取締役には当社代表取締役社長の北山忠雄氏が含まれます。同氏は当社の支配株主に該当しますが、本制度は当社の取締役に対して上記の目的を達成するため株式報酬を支給するものであり、同氏に対しても役員報酬の一環として、500 株が付与されます。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2023年5月16日(以下「本払込期日」という。)から当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した直後の時点又は2024年4月1日の到来時点のいずれか遅い時点までの期間

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時までの期間 (ただし、対象取締役等が従業員の場合には、本割当決議日の属する事業年度の開始日から当該事業年 度の末日までの期間と読み替える。以下「本役務提供期間」という。) 中、継続して、当社又は当社子 会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに 準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制 限を解除する。

(3) 本役務提供期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも任期満了又は定年その他の正当な事由(死亡による退任又は退職を含む)により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点又は2024年4月1日の到来時点のいずれか遅い時点を持って、譲渡制限を解除する。ただし、上記の定めにかかわらず、対象取締役等が、2024年4月1日の直前時点までに、死亡により退任又は退職した場合には、当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の全部を当社は当然に無償で取得する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日(ただし、対

象取締役等が従業員の場合には、本割当決議日の属する事業年度の開始日と読み替える。)を含む月から対象取締役等の退任又は退職の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数(12)で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)直後の時点又は2024年4月1日の到来時点のいずれか遅い時点をもって、譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

ただし、上記の定めにかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点が、2024年4月1日の到来時点までである場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当然に無償で取得する。

(6)株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株式発行は、本制度に基づく当社の第14期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年4月14日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値である1,560円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上